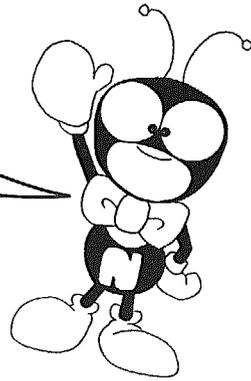




お問い合わせは
役場 町民課 年金係
☎ 377-3101 内線136



納め忘れの保険料は 早めに納めましょう

国民年金は、加入し保険料を納めることにより、年をとったときの「老齢基礎年金」、けがや病気になったときの「障害基礎年金」、万一のときに遺族が受ける「遺族基礎年金」などを受けることができます。

保険料を納め忘れた期間が多くなると、これらの年金が受けられない場合があります。

保険料は2年以内なら前の分も納めることができますが、その後は時効で納めたくても納められなくなりますので、早めに納めましょう。

納め忘れをなくすためには『口座振替』をご利用ください。

年金受給者が住所を変更したときは 速やかに届け出しましょう

年金の裁定請求書を提出するときに住所を届けていただき、年1回の現況届や年金額改定通知書、支払通知書を送付しています。

そのため、転居して住所が変わったり、住居表示による変更があった場合「住所変更」の届出が必要となります。

住所変更の届出は、『住所・支払機関変更届』に必要事項を記入していただき、最寄りの社会保険事務所に提出することになっています。

住所が変わったら速やかに住所変更届を提出してください。

現況届は誕生月に提出しましょう

年金を受給している方は、毎年1回現況届の提出が必要です。現況届は、受給者が引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するための大切な届です。

現況届は、誕生月の初めに社会保険業務センターから送付されますので、必要事項を記入し、誕生月の末日までに提出してください。

提出が遅れたり、提出し忘れたりすると、年金の支払いが一時的にストップすることになります。

現況届は、必ず誕生月に提出してください。

60歳を過ぎてから国民年金に 任意加入することができます

国民年金の加入は、20歳から60歳までです。

また、老齢基礎年金を受けるには、国民年金の納付期間等が原則25年以上あることが必要ですし、満額の老齢基礎年金を受けるためには、40年間保険料を納めなければなりません。

老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人や、保険料の納め忘れがあり満額の老齢基礎年金が受けられない人などは、60歳から65歳までの間、希望により国民年金に加入することができます。

特例として、昭和30年4月1日以前生まれの人で、65歳までの加入では受給資格期間を満たせない場合は、70歳になるまでの間、加入することができます。

いずれの場合も、自分で加入の申出をする必要があります。申出は、国民年金担当窓口で！

任意加入で、希望して加入する対象者でした。

国民年金は、20歳から60歳までの40年間保険料を納めて、65歳から満額の老齢基礎年金が受けられることになっています。

あなたの場合、加入していなかった2年間がありますから、60歳まで保険料を納めても、満額の老齢基礎年金にはなりません。

ただ、国民年金には60歳から65歳までの間、希望により加入できる任意加入制度があります。

2年間任意加入することにより満額の老齢基礎年金を受けられますので、60歳になったら国民年金担当窓口で加入の手続きをしてください。

はい 年金です!! Q&A

Q 私は、現在57歳です。22歳で大学を卒業してからは、自営業で、国民年金に加入し保険料を納めてきました。国民年金は、20歳から60歳まで保険料を納めて満額の老齢基礎年金が受けられると聞いています。20歳から2年間国民年金に加入していない期間がありますが、満額の老齢基礎年金を受けるために何かよい方法がありますか？

A 現在学生は、20歳から国民年金に加入することが義務となっていますが、平成3年3月以前は

忘れていて申告を

税務課

年金収入のある人 年金受給者で、社会保険に扶養の届出をしていても、住民税（町県民税）申告が確定申告をしてください。しないと、扶養がつきません。国民健康保険に入っている人 国民健康保険に加入している人は収入が無くても申告をしてください。しないと、国民健康保険税が計算できません。軽減になる人も軽減できません。

申告はお早めに 平成12年度の町県民税・国民健康保険税の申告、平成11年分所得税の確定申告は3月15日(水)までです。期限間近になりますと相談会場は大変混雑します。できるだけ早めに申告するようにならしてください。相談日程等は2月号をご覧ください。

社会体育施設の年間定期利用申請

総合体育館

申請条件 ①団体代表者（責任者）が町内在住者（学校開放施設については利用学区区内在住者）であること②団体登録員の人数が10人以上であること③団体登録員の3分の2以上が町内在住者（学校開放施設については利用学区区内在住者）であること④使用申請日より毎週の活動が可能なおこと⑤その他、教育委員会の指示する申請条件を遵守可能なこと
受付期限 2月29日(火)
受付場所 総合体育館内スポーツ振興係

健康診査の申し込み

保健福祉課

今年も基本健康診査及び各種がん検診の申込書を2月中旬に自治会を通じ、各世帯に配布します。

子宮がん、乳がんの施設検診（個人で郡内の医療機関に直接行って受ける。）の申し込みもとりまします。内容をよく確認のうえ記入して、3月3日(金)までに班長を通じ自治会長へ提出してください。

なお、胃がん検診は7月の基本健康診査同日実施でしたが、今年から5月に変更になりましたのでご注意ください。
対象者 ①家庭の主婦②自営業の方③退職された方やおとしよりの方④職場で健康診査のない方
詳しくは 保健福祉課又は保健センター

傘の忘れ物を処分

保健センター

傘の忘れ物が保健センターにたくさんあります。2月末で処分したいと思しますので、お心当たりの方は取りに来てください。

心肺蘇生法を覚えませんか

黒崎町消防署 ☎377-2478

「いざというとき家族を救えるのはあなたです。」

普通救命講習（3時間）受講を希望するグループ（5〜10名位）がありましたら消防署救急救助係までお気軽にご連絡

ください。
日時、場所は受講者の希望にできる限り合わせます。

運動機能障害児機能訓練

補助ボランティアを募集

黒崎町社会福祉協議会 ☎377-7788

募集対象 週1回以上活動できる方
日時 火曜日以外は午後3時〜4時、火曜日は午前9時〜10時
内容 10歳男児の両手・両足を交差させる運動の補助
その他 ボランティア保険に加入していただきます。（補助有）

特別地方消費税の廃止

県巻助務事務所 ☎256-72-0905

飲食店や旅館などで、利用料金が7,500円（宿泊の場合は15,000円）を超えた場合に、特別地方消費税が3%課税されていましたが、4月1日から廃止されます。

4月1日以降のご利用には、この税金は課税されませんのでご注意ください。

また、特別徴収義務者に指定されている経営者の方は、3月利用分まで申告納入が必要となりますので、忘れずにお願います。

なお、不明な点は、巻財務事務所課税課にお問い合わせください。

関東信越国税局・ 関東信越国税不服審判所の移転

税務課

移転先 埼玉県与野市大字上落合2番地
11 さいたま新都心合同庁舎1号館 関東信越国税局（受付20F、☎048-31111）、関東信越国税不服審判所（受付21F、☎048-600-3221）
業務開始日 3月27日(月)

その他 国税局の移転に伴い、国税局税務相談室の電話番号が変わります。

新電話番号 048-601-0700
なお、「タックスアンサー」の電話番号に変更はありません。

イベント情報

新編ふるさと村 ☎230-3000

1 バザール館

4日(土)・5日(日) 芸能と物産展、塩辛作り

11日(土)・12日(日) 芸能と物産展、赤泊御番所太鼓披露

4日(土)・5日(日)・11日(土)・12日(日) スタン

18日(土)・26日(日) 佐渡の陶芸展示即売会

25日(土)・26日(日) 恒例ふるさと市

1日(土)・12日(日) 佐渡市町村展

4日(土)・5日(日) のろま人形の絵つけ体験

11日(土)・12日(日) トキの絵つけ体験、赤泊

14日(土)・26日(日) 佐渡の陶芸展